

令和3年度 文教委員会資料②

【所管事務の調査（報告）】

公益財団法人かわさき市民活動センター「次期 経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

資料 公益財団法人かわさき市民活動センター「次期 経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

参考資料 次期 経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

市 民 文 化 局

(令和4年2月7日)

次期「経営改善及び連携・活用に関する方針案」

(令和4(2022)年度～令和7(2025)年度)

法人(団体名)	公益財団法人 かわさき市民活動センター	所管課	市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課
---------	---------------------	-----	-----------------------

経営改善及び連携・活用に関する方針

法人の概要

- 法人の事業概要
 - 【市民活動推進事業】
市民活動団体が必要とする様々なリソース(場所・情報・人材・資金等)を提供し、市民活動団体を育成するとともに、その活動を支援します。
 - 【青少年健全育成事業】
指定管理者として、こども文化センター及びわくわくプラザの管理・運営を通じ、子ども・若者の心身の健全育成を図ります。
- 法人の設立目的
川崎市民相互の連帯と協調の意識を高めるとともに、市民主権と参加の原則に基づき、ボランティア活動その他の地域的諸活動への100万市民参加を推進援助し、もって住みよい文化的な地域社会の確立に寄与するために、財団法人川崎ボランティアセンターを設立。(設立趣意書昭和57年2月3日)その後、川崎市からこども文化センター及びわくわくプラザの管理・運営を受託し、財団法人かわさき市民活動センターと改称、機能拡充を経て平成22年7月に公益財団法人に移行しました。
- 法人のミッション
川崎市における市民活動の中間支援組織として市民相互の連携を図りながら市民活動の活性化を促進するとともに、青少年の心身の健全な育成を図るため、青少年事業の推進及び地域組織への支援を行い、もって住みよい地域社会の確立に寄与することを目的としています。(定款第3条)

本市施策における法人の役割

- 市民活動の自主性・自立性に配慮した行政の支援基準である「川崎市市民活動支援指針」において、行政による直接支援よりも、中間支援組織を通じた支援の方が効果的・効率的であり望ましい旨がうたわれており、当法人が市域における市民活動の中間支援組織を担うものと位置づけられています。
- 子どもと若者が安全に安心して過ごせる居場所となるよう「こども文化センター」・「わくわくプラザ」を適正に管理運営するとともに、市民活動拠点として、その利用を促進する役割も担っています。
- この二つの公益目的事業を通じ、地域社会の活性化と共生社会の実現が期待されています。

		政策	施策
法人の取組と関連する市の計画	市総合計画上関連する政策等	【市民活動推進事業】 政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する 【青少年健全育成事業】 政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる	【市民活動推進事業】 施策5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり 【青少年健全育成事業】 施策2-1-3 子どものすこやかな成長の促進
	関連する市の分野別計画	【市民活動推進事業】 ○川崎市市民活動支援指針(平成13年9月策定) ○川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会報告書(平成26年11月) ○「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」(平成31年3月策定) 【青少年健全育成事業】 ○川崎市子ども・若者の未来応援プラン(令和4年度～令和7年度)	

現状と課題

- 【市民活動推進事業】
(現状)
「川崎市市民活動支援指針」に基づき、「人材の育成」「資金の確保」「場の提供」「情報の共有化」に係る支援サービスを提供し、市民活動団体の支援に取り組んできました。
- (課題)
・市民活動支援にかかる市の拠点としての専門機能の強化や、他の中間支援組織との連携強化を引き続き図っていく必要があります。
・新型コロナウイルス感染症の影響による市民活動団体を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、市民活動団体の活力や社会的評価が高まるように、支援サービスの見直しや新規開発が課題となります。
- 【青少年健全育成事業】
(現状)
・こども文化センターにおいては、少子高齢化の進行や核家族世帯の増加など、子ども・若者を取り巻く環境が変化中、地域や関係機関等と連携しながら、乳幼児親子や小・中高生などへの支援機能を高めています。
・わくわくプラザにおいては、地域人材を活かし、子どもたちの体験を支えたり、安全安心の場としての環境を整えたりできる取組を推進しています。
- (課題)
・共働き世帯の増加や核家族世帯の増加など、子育てを取り巻く環境が変化中、子育て家庭のニーズも多様化しており、プログラムを充実していくことが課題となります。
・乳幼児から青年期に至るまで、切れ目のない支援と、地域で子ども・若者を見守る体制づくりを進めることが課題となります。
- 【共通】
(現状)
・法人としての使命を果たすべく公益目的事業の2本柱である市民活動推進事業及び青少年健全育成事業を円滑に推進するとともに、健全経営に向けて収支の均衡を図りながら経費の効率的な執行に取り組んでいます。
- (課題)
・公益目的事業を安定的に推進する必要がありますが、収益事業がない中でどのように自主財源の確保を行い、市の財政支出とのバランスを図っていくかということが課題となります。

取組の方向性

1 経営改善項目

(1) 全市・全領域的な中間支援組織として、市民活動団体が必要とするリソース及び支援サービスを時宜に即して提供するとともに、全市拠点として求められる役割・機能を十分に担い得る執行体制を確立します。

(2) こども文化センター・わくわくプラザの指定管理者として、資格取得や研修を通じて職員の資質向上とスキルアップを図りながら良質なサービスの提供に努めるとともに、利用者の信頼を一層得られる事業運営を行います。

(3) 公益法人の会計基準により即した予算執行及び会計処理を確立し、自主財源の確保と収支均衡の達成を図っていきます。また、スケールメリットを生かした事業運営を推進するとともに、法人の中核を担う人材を確保・育成します。コーポレートガバナンスの取組を強化します。

2 連携・活用項目

市民活動の一層の活性化を図るためには、その自主性・自立性の確保に対する適切な配慮を前提とし、区役所及び他の中間支援組織との情報共有、連携を進めることで、かわさき市民活動センターの中間支援機能の充実・強化に取り組み、各区におけるソーシャルデザインセンターの状況に応じて、有機的連携のあり方等について検討し対応します。また、青少年の健全育成事業を通して、地域社会の活性化と共生社会の実現が期待できることから、当該法人の活用を図ります。

1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画

4カ年計画の目標

【市民活動推進事業】

・市民相互の連携を図りながら市民活動の活性化を促進するため市民活動団体が必要とする支援サービスを時宜に即して提供するとともに、全市・全領域的な中間支援組織として求められる役割・機能を十分に担い得るように職員の力量を高め執行体制を強化します。
 ・市民活動の自主性・自立性を尊重しながら、新型コロナウイルス感染症収束後を想定した市民活動支援の新たなサービスを企画し、他の中間支援組織との情報共有、連携を進めて、市民活動の一層の活性化を図ります。
 ・「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を踏まえ、各区やこども文化センター等との有機的連携、まちのひろばの活動などに資する支援等の取組を図るとともに、各区におけるソーシャルデザインセンターの状況に応じて、有機的連携のあり方等について検討し対応します。

【青少年健全育成事業】

・青少年の心身の健全な育成を目的としてこども文化センター・わくわくプラザの指定管理者として、家庭、学校、地域、行政などと連携し、利用者ニーズに寄り添いながら、子どもの成長を見守り、多世代交流の場づくりに向けた事業展開を推進します。また、引き続き、こども文化センター・わくわくプラザの役割・機能を十分に担い得るように、職員の力量を高め執行体制を強化します。
 ・こども文化センターにおいては、新たな行事や取組を企画し、新型コロナウイルス感染拡大により減少した利用者の回復を図ります。
 ・わくわくプラザにおいては、プログラムの充実や学校施設の活用を推進して、サービスの質の向上を図り、新型コロナウイルス感染拡大により減少した登録者数の回復と満足度の向上を図ります。

◎この二つの公益目的事業を通じ、地域社会の活性化と共生社会の実現が期待できることから、当該法人の活用を図ります。

◎法人として収支相償を図るとともに、自主財源の確保に努め、健全経営に向けて経費の効率的な執行を行いながら公益目的事業の推進を図ります。

本市施策推進に向けた事業計画

取組No.	事業名	指標	現状値	目標値					単位
			令和2(2020)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度		
①	市民活動推進事業	施設利用者数(利用者+相談者)	10,296	20,000	22,000	26,000	30,000	人	
		かわさき市民公益活動助成金の申請団体数	90	85	85	85	90	団体	
		講座受講者満足度	98	95	95	95	95	%	
		事業別の行政サービスコスト 本市財政支出(直接事業費)	83,638(90,247)	86,847(94,504)	86,760(94,504)	86,673(94,504)	86,586(94,504)	千円	
②	青少年健全育成事業	こども文化センター利用者数(延べ)	637,758	1,030,000	1,220,000	1,420,000	1,610,000	人	
		わくわくプラザの登録率	35.9	41.9	44.9	47.9	51.0	%	
		わくわくプラザの満足度	-	78	80	82	84	%	
		事業別の行政サービスコスト 本市財政支出(直接事業費)	3,061,112(3,077,735)	3,168,647(3,235,668)	3,228,042(3,283,835)	3,228,042(3,319,104)	3,228,042(3,376,142)	千円	

経営健全化に向けた事業計画

取組No.	項目名	指標	現状値	目標値					単位
			令和2(2020)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度		
①	法人の自立化や経営の安定化の推進	自主財源等の確保	27,480	42,100	42,899	43,542	47,421	千円	
		経常収支比率	100.1	99~101	99~101	99~101	99~101	%	

業務・組織に関する計画

取組No.	項目名	指標	現状値	目標値					単位
			令和2(2020)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度		
①	法人の中核を担う人材の確保・育成	業務関連研修の受講者数	3,046	3,980	3,980	3,980	3,980	人	

2. 本市施策推進に向けた事業計画①

事業名		市民活動推進事業						
現状		<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体の育成・支援は、「川崎市市民活動支援指針」(平成13年9月)に基づき取組を推進しており、「川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会 報告書」(平成26年11月)による提言を実施するためには、市民活動支援を担う職員の人材育成・能力強化が継続して必要です。 新型コロナウイルス感染の広がりや影響を受けた市民活動の活動継続に係る新たなニーズや課題を捉えた支援が必要です。 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」(平成31年3月)を踏まえた取組の推進に努めます。 						
行動計画		<ul style="list-style-type: none"> ①市民活動センターの施設利用の促進を図ります。 ②市民活動の活性化を促す市民公益活動助成金の活用を推進します。 ③市民活動団体のニーズに応える講座を適宜開催します。 						
スケジュール		現状値	目標値				単位	
		R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
指標	1	施設利用者数(利用者+相談者)	10,296	20,000	22,000	26,000	30,000	人
	説明	会議室、印刷室、フリースペース、パソコンの利用者数及び市民活動相談利用者数						
	2	かわさき市民公益活動助成金の申請団体数	90	85	85	85	90	団体
	説明	スタートアップ申請団体+ステップアップ申請団体+基盤強化申請団体+テーマ別支援申請団体+伴走支援						
3	講座受講者満足度	98	95	95	95	95	%	
説明	講座受講者に対するアンケート結果による、満足、やや満足の割合							
4	事業別の行政サービスコスト	83,638 (90,247)	86,847 (94,504)	86,760 (94,504)	86,673 (94,504)	86,586 (94,504)	千円	
説明	本市財政支出(直接事業費)							

本市施策推進に向けた事業計画②

事業名		青少年健全育成事業						
現状		「川崎市総合計画」及び「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づいて、「こども文化センター(53館)」や「わくわくプラザ(102施設)」において、地域での活動や多世代交流、放課後の活動を通じた青少年の健全育成を進めています。						
行動計画		①ニーズや地域特性に応じた事業を実施することで、利用の促進を図ります。 ②子育て家庭のニーズを事業内容へ反映させることを通じて「わくわくプラザ」の登録率を上げます。 ③「わくわくプラザ」において、新たに利用者アンケートを実施し、満足度の向上を図ります。						
スケジュール		現状値	目標値				単位	
		R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
指標	1	こども文化センター利用者数(延べ)	637,758	1,030,000	1,220,000	1,420,000	1,610,000	人
	説明	こども文化センターの利用者数						
	2	わくわくプラザの登録率	35.9	41.9	44.9	47.9	51.0	%
	説明	在籍児童数に対するわくわくプラザの登録者の割合						
	3	わくわくプラザの満足度	-	78	80	82	84	%
	説明	わくわくプラザ利用者アンケート結果による、満足、やや満足の割合						
	4	事業別の行政サービスコスト	3,061,112 (3,077,735)	3,168,647 (3,235,668)	3,228,042 (3,283,835)	3,228,042 (3,319,104)	3,228,042 (3,376,142)	千円
	説明	本市財政支出(直接事業費)						

3. 経営健全化に向けた事業計画①

項目名		法人の自立化や経営の安定化の推進						
現状		<ul style="list-style-type: none"> ・自主財源 【市民活動推進事業における主な自主財源】 賛助会員受取会費、市民活動事業収益(施設・設備の使用料収入)、受取一般寄付金 【青少年健全育成事業における主な自主財源】 子育て支援・わくわくプラザ事業収益(サービス利用料)、青少年事業収益(実習生等の受入れに伴う謝礼金) ・法人として「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」により収支相償を図ることが必須となっています。 						
行動計画		利用者の利便性の向上を図るとともに、公益法人としての説明責任及び社会貢献を果たすことにより、寄付金等の自主財源の確保に努めます。また、経営の安定及び収支相償を達成するバロメータとして、収益と費用のバランスを図り、収支均衡に努めます。						
スケジュール		現状値	目標値				単位	
		R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
指標	1	自主財源等の確保	27,480	42,100	42,899	43,542	47,421	千円
		説明 市からの補助金・委託費以外の収益						
	2	経常収支比率	100.1	99~101	99~101	99~101	99~101	%
		説明 経常収益/経常費用						

4. 業務・組織に関する計画①

項目名		法人の中核を担う人材の確保・育成						
現状		<ul style="list-style-type: none"> ・事業のサービス向上には、引き続き職員の資質向上が必要不可欠となります。 ・市民活動支援にかかる全市・全領域の拠点として、職員の専門性を引き続き高めていく必要があります。 ・青少年健全育成に関わる事業として、引き続き、職員の資格取得や質の向上を図る必要があります。 						
行動計画		<p>職員の資質向上と業務知識の習得を目的として、自主研修を実施するとともに市内外で開催される研修やシンポジウムへ積極的な参加を進めるとともに、職員の業務に対する意欲向上と更なるスキルアップを図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動支援に係る職員の資質向上のため、日本NPOセンター等主催の初任者・中堅職員向け外部研修等を受講します。 ・青少年健全育成事業に係る「児童厚生員資格取得研修」「放課後児童支援員認定資格研修」「川崎市放課後子ども総合プラン職員資質向上研修」を受講し、資格取得を推進するとともに、各施設の課題や地域性に応じた研修を企画開催します。 						
スケジュール		現状値	目標値				単位	
		R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
指標	1	業務関連研修の受講者数	3,046	3,980	3,980	3,980	3,980	人
		説明 市民活動推進課:業務関連研修・シンポジウム、青少年事業課:自主研修等						

(参考)本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画に設定する指標一覧

本市施策推進に向けた事業計画

指標	指標の考え方	現状値	目標値	単位	目標値の考え方
		令和2 (2020)年度	令和7 (2025)年度		
市民活動推進事業					
1	施設利用者数(利用者+相談者) 算出方法: 会議室、印刷室、フリースペース、パソコンの利用者数及び市民活動相談利用者数	10,296	30,000	人	コロナ禍への対応として、フリースペース数を半減させるとともに、利用枠制度を導入したこと及び利用者数の回復傾向を勘案し、令和元年度水準の人数に段階的に引き上げていく目標値を設定しました。 【実績値】H29:31,581人、H30:33,190人、R1:29,953人、R2:10,296人
2	かわさき市民公益活動助成金の申請団体数 算出方法: スタートアップ申請団体+ステップアップ申請団体+基盤強化申請団体+テーマ別支援申請団体数+伴走支援	90	90	団体	令和3年度のコロナ禍の影響から回復し、団体活動が活発になることを勘案して、各種事業助成と伴走支援を合わせて目標値を設定しました。 【実績値】H29:84団体、H30:100団体、R1:75団体、R2:90団体
3	講座受講者満足度 算出方法: 講座受講者に対するアンケート結果による満足、やや満足の割合	98	95	%	平成29年度から令和2年度の実績値の平均から算出しました。 【実績値】H29:93%、H30:94%、R1:96%
4	事業別の行政サービスコスト 算出方法: 上段:本市財政支出 下段:直接事業費	83,638 (90,247)	86,586 (94,504)	千円	【本市財政支出】H29~R2の実績値及びR3予算の平均値をR4目標値とし、R5以降は毎年0.1%減額しました。 【直接事業費】H29~R2の実績値及びR3予算の平均値をR4目標値とし、R5以降も同額としました。 【実績値】H29:87,968(94,905)、H30:87,804(96,627)、R1:87,799(95,150) ※R3予算:87,027(95,593)

青少年健全育成事業							
1	算出方法	こども文化センター利用者数(延べ)	子どもが健やかに成長できる仕組みづくりに向けて、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るために市内53か所のこども文化センターを受託しており、その利用者数の推移をみることで、取組の成果を測ることができる。	637,758	1,610,000	人	年少人口が減少する中であっても、ニーズや地域特性に応じた事業を実施することで、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前(H30)の利用者数と同水準の目標を設定する。 【実績値】 H29:1,632,981 H30:1,612,301 R1:1,466,705
	算出方法	こども文化センターの利用者数					
2	算出方法	わくわくプラザの登録率	子どもが健やかに成長できる仕組みづくりに向けて、すべての小学生を対象として、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりとして市内102校の小学校内でわくわくプラザ事業を受託しており、その登録率の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	35.9	51.0	%	より広く児童に対し、放課後における居場所と健全な遊びを提供すべく、R7(2025)までに過半数以上の児童の登録をめざすものとして、目標値を設定する。 【実績値】 H29:48.5 H30:48.6 R1:49.4
	算出方法	在校児童数に対するわくわくプラザの登録者の割合					
3	算出方法	わくわくプラザの満足度	子どもが健やかに成長できる仕組みづくりに向けて、すべての小学生を対象として、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりとして市内102校の小学校内でわくわくプラザ事業を受託しており、その利用者の満足度の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	-	84.0	%	子育て家庭のニーズが多様化する中、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めるため、コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえた運営を行い、毎年2%の満足度向上をめざすものとして目標値を設定する。
	算出方法	わくわくプラザ利用者アンケート結果による、満足、やや満足の割合					
4	算出方法	事業別の行政サービスコスト	出資法人の事業に投入された税金は、市民にとって重要な情報であるため、本市からの財政負担と事業経費を指標としました。	3,061,112 (3,077,735)	3,228,042 (3,376,142)	千円	委託費及び指定管理料等から市民活動の委託費分を除いた部分を財政支出とし、経常費用から市民活動の事業費分を除いた部分を直接事業費とし、前計画の目標値を基礎値として設定する。 実績値: H29 2,834,284(2,892,907) H30 2,892,905(2,986,985) R1 3,043,990(3,049,174) R3サービスコスト目標値:3,146,029
	算出方法	上段:本市財政支出 下段:直接事業費					

経営健全化に向けた事業計画

指標	指標の考え方	現状値	目標値	単位	目標値の考え方
		令和2 (2020)年度	令和7 (2025)年度		
法人の自立化や経営の安定化の推進					
1 算出方法	自主財源等の確保	27,480	47,421	千円	コロナ禍による利用者の大幅な減少に伴い、自主財源も大きく落ち込みましたが、段階的にコロナ禍以前の水準を回復することを目指し、目標値を設定しました。 【実績値】H29: 46,572千円、H30: 47,818千円、R1: 48,396千円
	市からの補助金・委託費以外の収益				
2 算出方法	経常収支比率	100.1	99~101	%	効率的な収支均衡の考え方から均衡幅の上下限を設定し目標値としました。 【実績値】H29: 99.5%、H30: 98.3%、R1: 101.2%
	経常収益／経常費用				

業務・組織に関する計画

指標	指標の考え方	現状値	目標値	単位	目標値の考え方
		令和2 (2020)年度	令和7 (2025)年度		
法人の中核を担う人材の確保・育成					
1 算出方法	業務関連研修の受講者数	3,046	3,980	人	H29(2017)からR1(2019)年度の実績値の平均値を目標値に設定しました。 【実績値】H29: 3,872人、H30: 4,169人、R1: 3,909人
	市民活動推進課: 業務関連研修・シンポジウム 青少年事業課: 自主研修等				

5. 財務見通し

収支及び財産の状況(単位:千円)		現状		見込み				
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
正味財産増減計算書	(一般正味財産増減の部)							
	経常収益	3,218,700	3,321,000	3,354,210	3,417,939	3,469,208	3,521,246	
	経常費用(事業費)	3,168,016	3,267,400	3,330,172	3,378,339	3,413,608	3,470,646	
	経常費用(管理費)	46,470	53,600	53,600	53,600	53,600	53,600	
	うち減価償却費	3,040	2,450	2,027	2,856	2,898	2,941	
	当期経常増減額	4,214		△29,562	△14,000	2,000	△3,000	
	経常外収益							
	経常外費用	132						
	税引前当期一般正味財産増減額	4,082		△29,562	△14,000	2,000	△3,000	
	当期一般正味財産増減額	4,082		△29,562	△14,000	2,000	△3,000	
(指定正味財産増減の部)								
当期指定正味財産増減額								
正味財産期末残高		273,618	273,618	244,056	230,056	232,056	229,056	
貸借対照表	総資産	1,319,633	1,358,849	1,345,158	1,342,275	1,360,309	1,375,869	
	流動資産	474,081	486,423	481,456	462,163	466,995	469,156	
	固定資産	845,552	872,426	863,702	880,112	893,314	906,713	
	総負債	1,046,015	1,085,231	1,101,102	1,112,219	1,128,253	1,146,813	
	流動負債	433,748	450,010	456,591	461,201	467,850	475,546	
	固定負債	612,267	635,221	644,511	651,018	660,403	671,267	
	正味財産	273,618	273,618	244,056	230,056	232,056	229,056	
	指定正味財産	32,926	32,926	32,926	32,926	32,926	32,926	
一般正味財産	240,692	240,692	211,130	197,130	199,130	196,130		
主たる勘定科目の状況(単位:千円)		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
経常収益	事業収益、受取会費及び受取寄付金	27,480	41,275	42,100	42,899	43,542	47,421	
経常費用	人件費(事業費+管理費)	2,406,413	2,563,129	2,600,613	2,626,872	2,664,738	2,708,575	
総資産	特定資産	777,843	770,843	756,062	756,062	757,062	755,562	
総負債	有利子負債(借入金+社債等)							
本市の財政支出等(単位:千円)		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
補助金		115,061	121,284	116,547	121,284	121,284	121,284	
負担金								
委託料		75,266	45,850	46,309	46,309	46,309	46,309	
指定管理料		3,000,892	3,095,137	3,126,088	3,185,483	3,185,483	3,185,483	
貸付金(年度末残高)								
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)								
出捐金(年度末状況)		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
(市出捐率)		16.2%	16.2%	16.2%	16.2%	16.2%	16.2%	
財務に関する指標		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
流動比率(流動資産/流動負債)		109.3%	108.1%	105.4%	100.2%	99.8%	98.7%	
有利子負債比率(有利子負債/正味財産)								
経常収支比率(経常収益/経常費用)		100.1%	100.0%	99.1%	99.6%	100.1%	99.9%	
正味財産比率(正味財産/総資産)		20.7%	20.1%	18.1%	17.1%	17.1%	16.6%	
経常費用に占める市財政支出割合 (補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常費用		99.3%	98.2%	97.2%	97.7%	96.7%	95.1%	
経常収益に占める市財政支出割合 (補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常収益		99.1%	98.2%	98.1%	98.1%	96.7%	95.2%	
法人コメント		今後の見通し			本市コメント			
現状認識		今後の見通し			今後の見通しに対する認識			
当財団は、収益事業を行っておらず、市民活動推進事業及び青少年健全育成事業を公益目的事業の主な柱として展開しています。公益財団法人として収支相償の原則により利益率は、ゼロに近い運営を行っていますが、余剰金が複数年にわたって生じた場合は、県の担当課と調整しながら計画的に余剰金の執行を図っていくこととなります。また、自主財源については、青少年健全育成事業の一部(子育て支援・わくわくプラザ事業)を除いて、受益者負担の方式は採用しておらず、補助金、指定管理料等で予算措置が行われており、当該事業を利用者に無償で提供することとしているため、確保すべき大きな財源はなく、当財団の収益における市の財政支出の依存度が高いのは、この状況によるものです。		当財団は、公益性を重視した運営を継続させていくものであり、収益事業を持っておらず、その結果、今後も市への財政依存度は高い水準とならざるを得ないものと考えます。また、自主財源の確保に向けては、コロナ禍により困難な状況ではありますが、コロナ禍以降については、施設利用の方法や利用料等のあり方を協議検討していく必要があります。			市民活動支援及び青少年健全育成という公益事業の性質・目的については今後も維持する必要があることから、引き続き、経費の削減や多様な財源の確保等の方策も含めて、経営状況のさらなる改善に取り組むことが求められますので、法人と連携しながら、将来にわたって公益目的事業のさらなる推進に向けた取組を進めてまいります。			

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

1 方針策定の趣旨

(1) 出資法人改革の経緯

本市では、平成14（2002）年度の第1次行財政改革プランの策定以降、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し、出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきた。

その一方で近年、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、多様な主体との連携の重要性が増しているほか、国からの通知（詳細は次頁参照）において、効率化・経営健全化と活用の両立が求められるなど、出資法人を取り巻く環境が変化してきていることから、平成16（2004）年度に策定した「出資法人の経営改善指針」について、平成30（2018）年度に「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」と改め、これまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と併せて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくこととした。

【出資法人の統廃合等】

- ・ 出資率25%以上の法人数 38法人（H14（2002）年度）⇒ 21法人（R3（2021）年度） ※神奈川県住宅供給公社を除く

【財政的関与の見直し】

- ・ 出資率25%以上の法人への補助金 5,933百万（H14（2002）年度決算）⇒ 1,068百万（H29（2017）年度）⇒ 1,391百万（R2（2020）年度決算）

【派遣職員の引上げから再開】

- ・ 出資率25%以上の法人への職員派遣 218人（H14（2002）年度）⇒ 0人（H26（2014）年度）⇒ 2人（R3（2021）年度）

【市退職職員の再就職規制等の見直し】（令和元（2019）年度以降）

- ・ 離職時に課長級以上の職員で、一定の権限を有する者についても、選考委員会による客観的・専門的な審議を十分に行うこと等を条件として、その権限等に関連する企業等からの求人に対して、人材情報を提供し、再就職することを可能とする。
- ・ 出資法人の「効率化・経営健全化」と「連携・活用」の両立を図っていくため、マネジメントの強化が求められており、その役職や責任に見合った報酬（限度額 年額500万⇒700万）の支給を可能とし、役員業績評価の導入を推進。

【経営目標の設定・評価・公表プロセスの見直し】

- ・ 平成29（2017）年度までの法人主体による「経営改善計画」の策定・評価・公表プロセスから、平成30（2018）年度以降、市が主体となった「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定・評価・公表プロセスに見直し。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

1 方針策定の趣旨

(2) 出資法人を取り巻く状況（H26.8.5_総務省自治財政局_第三セクター等の経営健全化等に関する指針等の概況）

- ・総務省が平成21（2009）年度から取り組んできた第三セクター等の抜本的改革の全国的な推進は当初の予定どおり平成25(2013)年度末で終了。
- ・平成26（2014）年度以降、地方公共団体は第三セクター等に対して徹底した効率化と経営健全化を始めとした適切な関与を行うことが必要。
- ・人口減少・少子高齢化等、現下の社会経済情勢を踏まえれば、公共部門への民間の資金・ノウハウの導入が可能であり、地方公共団体の区域を超えた活用が機動的、弾力的に可能などの長所を持つ第三セクター等を適切に活用し、効率化・経営健全化と地域の元気創造の両立を図ることも重要。

■留意点1 経営状況等の把握、評価

- ・地方公共団体は、第三セクター等の経営状況や資産債務の状況、財政的リスク等について、適切に把握した上で、継続的に評価を行うことが必要
- ・第三セクター等の経営状況等について把握、評価を行った結果、経営悪化等が判明した場合には、速やかに経営健全化に取り組むことが必要

■留意点3 経営責任の明確化と徹底した効率化等

- ・第三セクター等は独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、その経営責任は経営者に帰する。
- ・役職員の選任について、人材を広く求め、民間の経営ノウハウ等の知見を有する者が積極的に登用されるよう努める。
- ・役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等、徹底した効率化について不断の取組を進めることが必要

■留意点2 議会への説明と住民への情報公開

- ・地方公共団体は、議会・住民に対して、第三セクター等の財務書類等を報告・公表することに加え、その経営諸指標、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なりリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要

■留意点4 公的支援（財政支援）の考え方

- ・第三セクター等の経営は自助努力により行われるべきであるが、その収入を持って充てることが適当でない又は能率的な経営を行ってもなおその収入のみをもって充てることが困難な経費について、公的支援を行う。
- ・公的支援を行う場合でも、将来的に負担が生じる可能性を有する損失補償は行うべきではない。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

1 方針策定の趣旨

(3) 方針策定の趣旨

■「川崎市行財政改革第3期プログラム」上の位置づけ

出資法人の経営改善及び連携・活用については、行財政改革第3期プログラム上、改革の取組の一つとして、次のとおり方向性を示しており、その中で「各出資法人の経営目標の設定・評価・公表プロセスをより適切に行うこと」を明確化している。

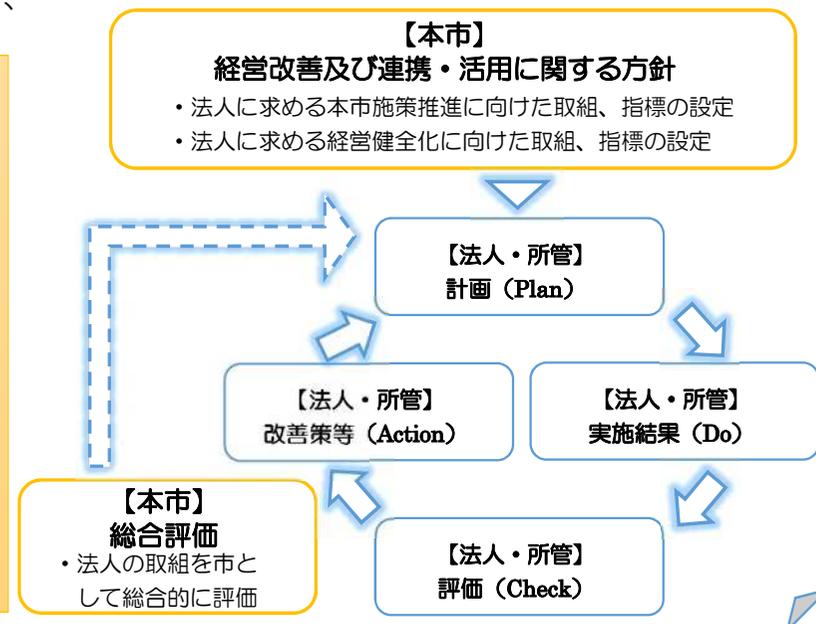
- ・社会経済環境や市民ニーズの変化などを踏まえながら、引き続き、出資法人の役割を確認していくとともに、その設立目的やミッション等を振り返りつつ、出資法人の効率化や経営健全化と連携・活用との両立に取り組む。
- ・各出資法人の経営目標の設定・評価・公表プロセスをより適切に行うことにより、市民サービスの向上や効率的・効果的な事業運営の実現を図る。

■「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」における考え方

これまでの出資法人改革の経緯、取り巻く状況の変化を受け、上記指針の中で、経営改善及び連携・活用の方法について、次のとおり規定している。

- ・本市は、各法人について「経営改善及び連携・活用に関する方針」（以下方針）を策定し、その運用を通じて事業の適切な方向付け・誘導を行うとともに、法人の財務状況等にも留意しながら、経営健全化に向けた法人の主体的な取組を促す。
- ・その策定に当たっては、法人の経営の方向性が本市の施策推進に寄与するものとなるよう、本市の施策における法人の役割等を改めて明確にする。その上で、法人に求める本市施策推進に向けた取組や経営健全化に向けた取組、法人が本市から期待される役割を適切に果たしているかどうかを測る指標等を法人と十分調整し、本市が主体となって設定する。
- ・毎年度、方針に沿った法人の計画（Plan）の取組状況（Do）を本市及び各法人が点検・評価（Check）するとともに、改善等に向けた今後の取組の方向性等（Action）を示し、本市と法人が連携して、事業の有効性及び効率性の向上や経営健全化に向けた取組等の推進を図る。

【PDCAサイクル】



次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

1 方針策定の趣旨

(参考資料) 対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送(株)
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	(公財)川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	(公財)かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	(公財)川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	(公財)川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	産業振興部金融課	川崎市信用保証協会
8		産業振興部商業振興課	川崎アゼリア(株)
9		産業政策部企画課	(公財)川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵(株)
11	健康福祉局	保健所環境保健課	(公財)川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	(公財)川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	(公財)川崎市身体障害者協会
14	こども未来局	こども支援部こども家庭課	(一財)川崎市母子寡婦福祉協議会
15	まちづくり局	総務部庶務課	(一財)川崎市まちづくり公社
16		総務部庶務課	みぞのくち新都市(株)
17		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
18	建設緑政局	緑政部みどりの管理課	(公財)川崎市公園緑地協会
19	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭(株)
20		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ(株)
21	消防局	予防部予防課	(公財)川崎市消防防災指導公社
22	教育委員会	学校教育部健康給食推進室	(公財)川崎市学校給食会
23		生涯学習部生涯学習推進課	(公財)川崎市生涯学習財団

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(1) 現行方針の構成

- ・ 現行の方針については、最初の2頁で方針全体の内容を簡潔に把握できるようにしている。
- ・ 1頁目で法人の概要と本市施策における役割、関連する市の計画、現状と課題、取組の方向性を示しており、2頁目で本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画として「本市施策推進に向けた事業計画」「経営健全化に向けた事業計画」「業務・組織に関わる計画」ごとに取り組むべき事業・項目とその指標、4カ年の目標を概括できるようにしている。
- ・ 3頁目以降では、当該取り組むべき事業・項目ごとに、その現状と行動計画、指標とその説明、当該指標の現状値と目標値を確認できるようにしている。
- ・ 方針の最終頁では、各法人の経常収支、投資収支、財務収支に係る4カ年の資金計画を確認できるようにしている。

《現行方針の様式イメージ》

経営改善及び連携・活用に関する方針 (平成30(2018)年度～平成33(2021)年度)				1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画 4カ年計画の目標							2. 本市施策推進に向けた事業計画①						3. 本市施策推進に向けた事業計画②						資金計画表 [平成30年度～令和3年度]				
法人名(団体名)	所管課	1頁		2頁							3頁～						最終頁										
経営改善及び連携・活用に関する方針 (1) 法人の事業概要 (2) 法人の設立目的 (3) 法人のミッション 本市施策における法人の役割 法人の取組と関連する計画 市総合計画と連携する計画等 基本政策 施策 分野別計画 現状と課題 取組の方向性 (1) 経営改善項目 (2) 本市における法人との連携・活用		本市施策推進に向けた事業計画 取組No. 事業名 指標 現状値 目標値 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 単位 ① 事業別の本市財政支出(直接事業費-直接自己収入) ② 事業別の本市財政支出(直接事業費-直接自己収入)							事業計画① 事業名 指標 現状 行動計画 スケジュール 現状値 目標値 H29年度 H30年度 R元年度 R2年度 R3年度 単位 1 説明 2 説明 3 説明 直接事業費-直接自己収入						事業計画② 事業名 指標 現状 行動計画 スケジュール 現状値 目標値 H29年度 H30年度 R元年度 R2年度 R3年度 単位 1 説明 2 説明 3 説明 直接事業費-直接自己収入						資金計画表 法人名 (単位:千円) 項目 決算 予算 計画 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 経常収支 収入 事業収入 営業債権増加 補助金収入 委託費収入 寄付金収入 雑収入 その他収入 ... 経常収入合計 0 0 0 0 0 支出 事業費 管理費 減価償却費(Δ) 貸倒引当金繰入(Δ) 退職給付引当金繰入(Δ) 営業債務増加(Δ) 法人税等支払 ... 経常支出合計 0 0 0 0 0 経常収支 0 0 0 0 0 投資収支 固定資産取得支出 固定資産売却収入 ... 投資等収支 0 0 0 0 0 財務収支 借入れによる収入 借入金償還による支出 利息/配当金の支払 財務収支 0 0 0 0 0 現金預金増加高 0 0 0 0 0 期首現金預金 期末現金預金 0 0 0 0 0						

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(2) 現行の取組評価から見えてきた課題

現行の方針について、平成30（2018）年度～令和2（2020）年度と取組評価を行ってきた中で、次期方針策定に向けて、社会状況の変化や本市施策の進展、記載内容の妥当性等、次のとおり課題となる事項が想定される場所である。

■課題1 現行の方針策定時からの本市施策における法人の役割の変遷

- ・現行の方針を策定した平成30（2018）年8月から、社会状況の変化や本市施策の進展がある中、各法人に求められる役割についても変遷がないか確認が必要である。
- ・特に、令和2（2020）年3月に策定した民間活用（川崎版PPP）推進方針に基づく一層の民間活用の推進や関連施策における市と出資法人の役割分担の見直し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた法人事業のあり方等の検討が必要である。

■課題2 各取組事業・項目の次期方針策定における妥当性

- ・「本市施策推進に向けた取組事業」については、法人が行う事業（次期取組期間において行うことが明確な指定管理事業を含む）を網羅しているか、各事業の規模が独立して目標管理するのに相応しいものとなっているか等の確認が必要である。
- ・「経営健全化に向けた取組項目」については、各法人の経営状況や資産債務の状況、本市の財政支出等を踏まえた包括的な内容となっているか等の確認が必要である。
- ・「業務・組織に関する取組項目」については、コンプライアンスの遵守等目標管理に馴染まないものではなく、「経営改善及び連携・活用に関する指針」に基づき、効率的・効果的な事業実施や運営体制の構築・強化など、各出資法人の取組として優先して行う内容となっているか等の確認が必要である。

■課題3 各取組事業等の指標及び目標値の次期方針策定における妥当性

- ・各取組事業等の指標については、現行の方針では、アウトカムとアウトプット指標があり、経営健全化指標についても率と額の指標に偏りがあるなど、当該事業等の結果や成果を評価するものとして、より目的に合致したものとなっているか等の確認が必要である。
- ・また、インプット指標である事業別の行政サービスコストについても、より実態に即した捉え方の検討が必要である。
- ・各指標の目標値の設定については、新型コロナウイルス感染症の影響も想定されるため、経年での現状把握を行い、各取組事業等の実施により、発現を目指す結果や成果について、合理性と実現性を考慮したものとなっているか等の確認が必要である。

■課題4 次期方針策定における将来の経営状況等の見通しの把握方法

- ・現行の方針策定時に作成した「資金計画表」と取組評価時に作成する「法人情報シート」の財務状況の関連性を整理（後掲・参考資料1参照）するとともに、その財務指標等から「経営健全化に向けた取組項目」を設定する仕組みとする必要がある。

■課題5 次期方針の取組期間中における目標変更の取扱いの明確化

- ・次期方針の取組期間中に、想定外の社会状況の変化や本市施策の進展があった場合、実施する指定管理事業の管理者や実施内容に大幅な変更があった場合等で各取組事業等の適切な方向付けが困難な場合には、目標変更を要することを明確化する必要がある。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(3) 上記課題を踏まえた対応の方針

平成30（2018）年度～令和2（2020）年度の取組評価等を通じて、（2）のとおり見えてきた課題について、次のとおり方針を整理し、次期方針策定において、対応していくものとする。

■方針1 川崎市総合計画 第3期実施計画等の策定と連動した本市施策における法人の役割の確認

- 本市施策における法人の役割の確認にあたっては、法人の設立目的やミッション、存続意義等を踏まえつつ、市総合計画上の関連する政策・施策の方向性はもとより、関連する分野別計画の内容等も考慮した上で、行うものとする。
- 法人自ら施策上の位置づけや経営面、業務・組織等の現状を明らかにするとともに、課題を抽出し、その課題に対する今後4年間の取組の方向性と具体的な取組・目標を明確化するものとする。

■方針2 各取組事業の網羅性の確認や取組項目への経営状況、業務・組織に関する優先的取組の反映

- 本市施策推進に向けた取組事業の網羅性については、出資法人の現況との照合のほか、次期取組期間において行うことが明確な指定管理事業等が包含されているか、確認を行うとともに、各事業の規模を踏まえた整理・統合も検討するものとする。
- 経営健全化に向けた取組項目については、各法人の収益性・安全性・自立性を表す財務指標等を参考に、法人の種別や財務構造なども踏まえ、各法人の経営状況等の将来見通しを考慮の上、より包括的な内容となるようにする。
- 業務・組織に関する取組項目については、「経営改善及び連携・活用に関する指針」等に基づき、昨今の社会情勢の変化等に応じた事業見直しや将来の法人運営のための人材育成等、各法人の取組として優先して行う項目を設定（後掲・参考資料2参照）する。

■方針3 各取組事業等の指標の合目的性及び目標値の合理性・実現性の確認

- 各取組事業等の指標については、現行の指標の他に総量と差分といったような視点も加え想定しうる指標との比較検討を行い、より目的に合致したものとなるようにするとともに、経営健全化指標については、効率性と規模感を把握する観点から、率と額の両面から捉えるようにし、事業別の行政サービスコストについては、より直接的かつ的確な投入費用の捉え方とし、効果分析を行う（後掲・参考資料3参照）ものとする。
- 各指標の目標値の合理性・実現性については、現行の方針の策定・取組期間（H29～R2）における実績把握の下、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復傾向や行動変容等を事業ごとに整理した上で、各取組事業等により、発現を目指す結果や成果について見込むものとする。

■方針4 各法人の直近の経営状況等の確認と将来見通しの算出

- 各法人の直近の経営状況や資産債務の状況、本市の財政支出等については、H28～R2の5か年の推移を確認するとともに、次期取組期間（R4～7）における経常的・投資的・財務的な動きを踏まえ、将来見通しを算出するものとする。

■方針5 次期取組期間中における目標変更の可能性の確認

- 次期取組期間中における目標変更の可能性については、関連する分野別計画の改定予定や実施する指定管理事業の指定期間の更新等の時期を想定し、各取組事業等の適切な方向付けが困難となる場合には、目標変更を要することをあらかじめ明示する。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(参考資料1) 各法人の経営状況等の確認と将来見通しの捉え方〔課題4関係〕

① 従前の資金計画表が意図していたこと (H22.11_経営改善計画の手引(策定編)より)

- ・ 前回方針策定時に作成した資金計画表は、期間中、各法人において、いつ・いくらの・どういった種類のお金が入金になるか、また、どのような内容の支出が、いつ・いくら必要となるかを表にしたもの。
- ・ 資金計画表は、法人の活動を「経常収支」、「投資収支」、「財務収支」の3つに区分して表示。
- ・ 「経常収支」には、収入として事業収入や補助金収入等、支出として事業費、管理費等を計上。また、資金収支が発生しない減価償却費等は控除。
- ・ 「投資収支」には、固定資産の取得や売却に係る収支、定期預金の預入や満期に伴う収支等を計上。
- ・ 「財務収支」には、借入の実行や返済による収支、利息の支払による支出等を計上。

② 取組評価時の財務状況の記載項目との相違

- ・ 上記資金計画表が各年度の資金収支に着目していたのに対し、評価時の財務状況は実際の決算数値を用い、その収益状況、資産債務の状況、市の財政支出、財務指標、法人及び市の評価を総合的に表示したものであり、比較が困難であった。

③ 方針と評価で連動した経営状況把握手法の確立

- ・ 方針策定から取組評価まで連動した経営状況の把握手法とするため、旧「資金計画表」を改め、評価時の財務状況の記載項目を基本に、事業収益や人件費、特定資産、有利子負債等をその他主たる勘定科目として特記する様式とする。

資金計画表 【平成30年度～令和3年度】					取組評価時の財務状況の記載項目				
法人名					●法人情報				
					(1)財務状況				
					収支及び財産の状況(単位:千円)				
					正味財産増減の部				
					(-)一般正味財産増減の部				
					経常収益				
					経常費用				
					当期経常増減額				
					当期一般正味財産増減額				
					(指定正味財産増減の部)				
					当期指定正味財産増減額				
					正味財産期末残高				
					総資産				
					流動資産				
					固定資産				
					総負債				
					流動負債				
					固定負債				
					正味財産				
					一般正味財産				
					指定正味財産				
					エラーチェック				
					本市の財政支出等(単位:千円)				
					補助金				
					委託料				
					指定管理料				
					貸付金(年度末残高)				
					損失補償・債務保証付債務(年度末残高)				
					出捐金(年度末状況)				
					(市出捐率)				
					財務に関する指標				
					流動比率(流動資産/流動負債)				
					正味財産比率(正味財産/総資産)				
					正味財産利益率(当期正味財産増減額/正味財産)				
					総資産回転率(経常収益/総資産)				
					収益に占める市の財政支出割合((補助金+委託料+指定管理料)/経常収益)				
					法人コメント		本市コメント		
					現状課題		今後の取組の方向性		
					本市が今後法人に期待することなど				

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(参考資料2) 業務・組織に関する取組項目への優先的取組の反映イメージ〔方針2関係〕

① 旧経営改善計画での「業務・組織に関する取組」の位置づけ (H22.11_経営改善計画の手引(策定編)より)

- ・旧経営改善計画では、業務・組織に関する取組について、業績目標や「財務の改善」を実行するために、主に業務の見直しの観点と組織・人員の観点から、抜本的な経営改善につながる施策を検討することとしてきた。
- ・具体的には、業務の能率向上、組織体制の見直し、人事給与制度及び研修制度の見直し、適正な業務運営、透明性の高い法人運営などの項目設定と、その指標についても、人事給与制度の改革、人件費比率の低減、正規職員・市派遣職員の削減、事業評価制度の導入、業務・組織の最適化などを参考に計画を策定することとした。

② 「経営改善及び連携・活用に関する指針」上の業務・組織に関する取組

- ・指針上、出資法人が取り組む課題として「経営改善及び連携・活用に関する方針」に基づく取組のほか、効率的・効果的な事業実施、運営体制等の構築・強化、本市に準じた取組の推進、情報公開の推進、監査の実施など(右表大項目)が挙げられている。
- ・そのうち、本市施策推進に向けた取組や経営健全化に向けた取組に当たらないもの、(数値による)毎年度の目標管理に適したものを選択すると右表小項目のとおりとなる。

指針上の取組(大項目)	業務・組織に関する取組(小項目)
効率的・効果的な事業実施	事業の抜本的な見直し、業務プロセスの可視化等
運営体制等の構築・強化	簡素・効率的な運営体制、役職員の選任・採用、役員の報酬、職員の人事・給与制度、職員の人材育成
本市に準じた取組の推進	契約、広報
情報公開の推進	情報開示、インターネットの活用
監査の実施	監査体制の強化、外部監査の実施

③ 上記業務・組織に関する取組の体系からの項目及び指標設定イメージ

- ・次期方針策定においては、旧経営改善計画から「業務」「組織」の観点を踏襲しつつ、指針に掲げられている取組(小項目)を基本に分類分けを行った右表の取組項目及び指標例にならって、各法人において優先的に取り組むべき事項を選定する方法が考えられる。

	取組項目	指標例
業務	事業見直し・業務改善	事業の縮小・廃止、業務フローの作成等
	情報公開	規定資料の開示率、インターネットの活用率等
組織	運営体制	役職員数、プロパー比率、民間出身者比率等
	役員報酬・職員給与体系	業績評価導入状況、勤務形態の弾力化等
	人材育成	役職員の研修参加率、資格取得率等
	監査体制	外部監査の実績数・反映実績等

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(参考資料3) 本市施策推進に向けた取組事業における事業別の行政サービスコストの捉え方〔方針3関係〕

① 現行の事業別の行政サービスコストの考え方 (H24.3_経営改善計画の手引(評価編)より)

- ・事業別の行政サービスコストとは、実施している事業単位に着目して算出するもので、各事業の成果に対してどの程度のコストが発生しているかを明らかにするもの。直接事業費から直接自己収入を控除した差額を事業別の行政サービスコストという。
- ・直接事業費は「各事業に直接的に関連づけられるコスト」をいう。財団法人の事業費と管理費・機会費用のうち事業に直接的に関連づけられるもの、株式会社の売上原価・販管費・機会費用等のうち直接的に関連づけられるものが該当。
- ・機会費用とは「団体が市から有利な取扱い(市有財産の減免等)を受けている場合に、そのために住民が負担することとなるコスト」をいう。
- ・直接自己収入は「事業に直接的に関連づけられる自己収入」をいう。この自己収入とは「出資法人が市以外の者から得た収入」のことで、各事業で受益者負担の原則に基づき得た収入や国・県からの補助金収入などが該当。自己収入に該当しないものとしては川崎市からの補助金、受託収入、指定管理料収入、特定預金取崩収入、繰入金収入などが当たる。



② 事業別の行政サービスコストの算定上の課題

- ・事業別の行政サービスコスト = 直接事業費 - 直接自己収入 (前期繰越額や特定資産からの繰入金等は含まれず、逆に収益となるような自己収入は含まれる) であるため、本来の本市の財政支出以上又は以下の値となり、正確に支出額を表せないことがあった。
- ・「各事業に直接的に関連づけられるコストや自己収入」「機会費用」等の考え方が分かりづらいという課題があった。
- ・「各事業に直接的に関連づけられないコストや自己収入」である間接費や間接自己収入が見えづらい仕組みとなっていた。

③ 新たな事業別の行政サービスコストの捉え方

- ・これまでどおり「各事業に直接的に関連づけられるコストや自己収入、繰入金等」を捉えながらも、本市からの補助金、受託収入、指定管理料などの財政支出も直接的に捉えることとする。それによって、本市の財政支出の単純な増減だけでなく、直接事業費に占める本市の財政支出の割合など、本項の主旨である費用対効果や本市への依存度等をよりの確に把握できるようになる。
- ・「各事業に直接的に関連づけられるコスト」には、実際に費用が生じていない機会費用は計算上積み上げないものの、そのあり方は別途適切に加味するものとする。
- ・間接費や間接自己収入の評価については、経営状況の将来見通しと確認を行う中で、一層の効率化や確保を図っていくものとする。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(参考資料4) 川崎市行財政改革推進委員会の審議結果（方針策定にいただいた主な意見とその対応状況）

開催回数・年月日	主な意見要旨	対応状況
第1回委員会 (2021.5.13)	<ul style="list-style-type: none"> ①指標の確認における総量と差分といった視点について ②法人の業務内容による目標設定等における新型コロナウイルス感染症の影響の類型化について ③経営状況の見通しにおける新型コロナウイルス感染症の影響をどのように適切に補正するかについて ④法人のビジョンと経営状況の見通しをつなげて構想する必要性について ⑤各出資法人の存続意義を定期的に見直す必要性について ⑥目標変更の基準の明確化、透明化の必要について 	<ul style="list-style-type: none"> ①方針策定の考え方の対応方針に、<u>指標の検討の視点として総量と差分の考え方を追加</u> ②目標値の設定について、<u>新型コロナウイルス感染症の影響からの回復等を事業ごとに整理することを明確化</u> ③経営状況の見通しについては、直近5か年の推移の確認と次期取組期間における財務的な動きを踏まえる中で、<u>新型コロナウイルス感染症の影響も適切に補正するよう所管局と共有</u> ④経営健全化に向けた取組項目については、各法人の経営状況の見通しを考慮の上、策定することを想定 ⑤法人の役割の確認にあたっては、<u>その存続意義も踏まえて行うことを明示</u> ⑥目標変更の可能性については、<u>関連する分野別計画の改定や指定管理事業の指定期間の更新等の時期を想定</u>
第2回委員会 (2021.12.24)	<ul style="list-style-type: none"> ①行政サービスコストや機会費用の考え方への理解について ②各法人の役割の確認における時代の変化への考え方が整理されているかについて（土地開発公社、文化財団等） ③新型コロナウイルス感染症への現状認識と取組の方向性の記載について（国際交流協会等） ④現状値を下回る目標値の設定理由について（国際交流協会等） ⑤産業振興財団の財団全体の収益の目標値の設定根拠について ⑥公害保健センターの業務・組織に関する計画の指標名について ⑦公園緑地協会の収益事業の今後の方向性について ⑧公園緑地協会の存続意義と提供するサービスのあり方の判定時期について ⑨目標変更の可能性の明示と運用について 	<ul style="list-style-type: none"> ①本市財政支出を直接的に捉えながらも、<u>直接事業費に占める割合や直接自己収入の獲得、機会費用も別途適切に加味していく必要を改めて周知</u> ②法人の役割の確認にあたっては、<u>社会経済環境や市民ニーズの変化などを踏まえながら、引き続き行っていくことを再確認</u> ③新型コロナウイルス感染症に対する現状認識と取組の方向性の記載が不足している法人については、その内容を追加 ④⑤各事業計画の行動計画に理由の概略と指標一覧の目標値の考え方に理由の詳細を明示 ⑥公害保健センターの業務・組織に関する計画の指標名を修正 ⑦⑧公園緑地協会の存続意義と提供するサービスのあり方、収益事業の今後の方向性については、<u>次期取組期間中に考え方を整理する旨を明示</u> ⑨目標変更については、<u>可能性があるものを予め明示するが、予見しえない場合についても、公平・公正に運用がされるよう留意</u>

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

3 方針の策定スケジュール

次期方針の策定スケジュールについては、以下のとおり行財政改革第3期プログラムの策定と連動したものとする。

